

中間貯蔵施設の整備・管理運営及び除去土壌等の県外最終処分に向けた取組を進めます。

1. 事業目的

福島県内で発生した放射性物質を含む除去土壌や廃棄物を中間貯蔵施設において安全かつ集中的に管理することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。また、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分を完了する。

2. 事業内容

福島県内で発生した除去土壌等を県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理する中間貯蔵施設の整備及び管理運営等について、地域の理解を得ながら着実に実施する。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、除去土壌の再生利用（復興再生利用）等の取組を推進する。

<主な内訳>

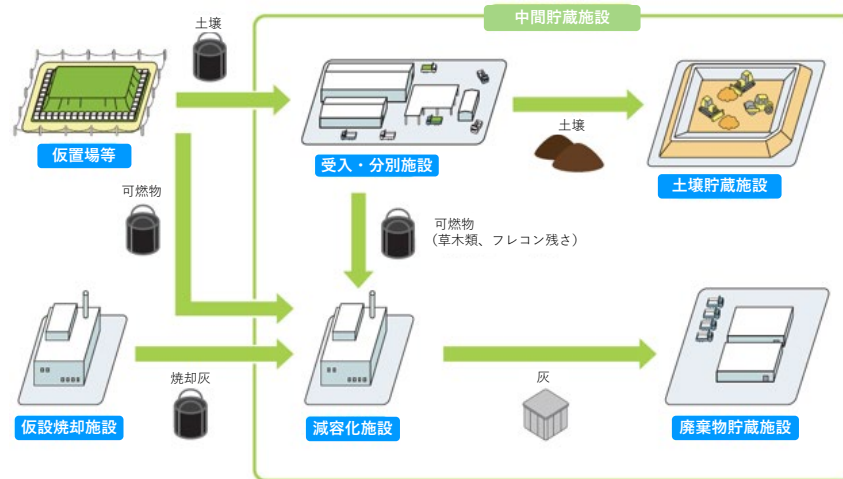
- | | |
|------------------------------------|-------|
| ①中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得等 | 13億円 |
| ②中間貯蔵施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送等 | 917億円 |
| ③県外最終処分に向けた除去土壌等の減容技術開発・復興再生利用の推進等 | 53億円 |
| ④関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 | 8億円 |

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業（①②③④）、委託事業（②の管理運営、③の技術開発等の一部）
- 請負、委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

中間貯蔵施設事業の流れ



復興再生利用のイメージ

